

石綿健康管理手帳の交付対象業務の拡大について

○ 概要

労働安全衛生法施行令等の改正により、石綿業務に従事した離職者を対象とする健康管理手帳の交付対象業務が平成21年4月1日より拡大されます。

これにより、石綿を製造し、又は取り扱う業務（直接業務）だけでなく、同じ作業場内で石綿を取り扱わない業務（周辺業務）に従事し、一定の石綿ばく露の所見がある方も健康管理手帳の交付対象となります。

なお、石綿業務に従事する又は過去に従事していた労働者に対して事業者が実施する石綿健康診断の対象業務にも周辺業務が加わります。

○ 健康管理手帳制度とは

石綿業務に従事していた方については、将来、肺がんや中皮腫などの健康被害が生じるおそれがあります。これらの疾病については、石綿にさらされてから発症までの期間が非常に長く、離職後に発症することが多いため、健康管理手帳制度を設けて、離職後の健康管理を行っております（※）

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で決まった時期に、健康診断を6ヶ月に1回、無料で受けることができます。

なお、事業者が労働者に対して実施する健康診断の費用は、事業者の負担です。

※健康管理手帳の対象となる方は、過去に石綿業務に従事しており、その後に転職又は退職し、現在は石綿業務から離れている方となります。

○ 対象となる業務とは

下線部の業務が、今回新たに対象として追加されます。

石綿（これをその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）の製造又は取扱い業務（直接業務）及びそれらに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務（周辺業務）が対象です。

直接業務の代表例としては以下のような作業があります。

- ・車両・船舶内の区切られた空間における石綿を取り扱う作業
- ・石綿の吹付け作業
- ・石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建物等の解体作業
- ・石綿製品の製造工程における作業

「周辺業務」の対象者とは

石綿の製造又は取扱い業務（直接業務）に伴い発生した石綿粉じんによる健康被害を防止するため、関係者以外の立入禁止措置を講じるよう規定された作業場内で石綿を取り扱わない作業に従事し、石綿の粉じんにはばく露したおそれがある方が対象となります。なお、当該作業に従事していた時に、石綿によるじん肺健康診断を受診されていた方は、すべて対象となります。

○ 健康管理手帳の交付要件とは

次のいずれかの要件に該当する場合、健康管理手帳が交付されます。

- (1) 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。
(直接業務及び周辺業務が対象)
- (2) 下記の作業に1年以上従事していた方。（ただし、初めて石綿の粉じんにはばく露した日から10年以上経過していること。）（直接業務のみが対象）
 - ・石綿の製造作業
 - ・石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修もしくは除去の作業
 - ・石綿の吹付けの作業又は石綿が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業
- (3) (2)の作業以外の石綿を取り扱う作業に10年以上従事していた方。（直接業務のみが対象）

(注意事項)

- ①対象者は、石綿作業に継続して従事していた方に限られます。
- ②交付要件の(2)、(3)両方の従事歴がある方については合算することができます。(2)の従事期間の月数を10倍し、(3)の従事期間の月数に足し合わせ、合計が120ヶ月以上の場合には、手帳を受け取ることができます。